

令和8年度京都市SDGs普及啓発等業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度京都市SDGs普及啓発等業務

2 履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3 委託料上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 業務内容

(1) 「京都SDGsパートナー制度」記事制作およびショート動画作成等業務

京都市では、公と民が一体となってSDGsを推進するため、SDGsに取り組む事業者を登録し、情報発信して取組を見える化することで、活動の後押しを行う「京都SDGsパートナー制度」を運営している。

現在、300を超える事業者が本制度に登録しており、SDGsを実践する事業者の活動を更に深化させ、活動の輪を広げていくために、事業者へのインタビューの実施、写真撮影、インタビュー記事の作成・編集、ショート動画の作成等を行うこと。

① インタビューの実施

SDGsを実践する事業者の取組や想いをインタビューし、京都市情報館等で公開する記事（画像データを含む）を作成すること。

また、インタビューに当たり、記事の作成に必要な情報収集や調査を行うこと。

② 対象

京都SDGsパートナー制度の登録事業者：10事業者

③ インタビューの内容

SDGsに取り組むことで得られたメリットや社会的インパクトを訴求し、共感からアクションに繋がるような内容とする。また、写真を多用して直感的にインプットできるような構成とすること。

<インタビュー項目（例）>

- ・SDGsをテーマにした具体的なプロジェクトや事例
（取組のきっかけ・背景・実践する上での困難や障壁）
- ・SDGsに取り組むことで得られたメリットや成功体験
- ・SDGsの事業活動がもたらす社会・環境への具体的なインパクト
- ・将来展望やビジョン、メッセージ
- ・自社が取り組むSDGsの18番目のゴール など

④ ショート動画の作成

「京都SDGsパートナー制度」登録事業者の魅力を伝えるため、ショート動画を作成する。取材記事の中での動画活用や「京都SDGsパートナー制度」から派生した取組など、10本程度のショート動画を作成すること。

⑤ その他

受託者が保有する広報媒体等を活用した発信など、インタビュー記事の効果的な配信方法について提案を行うこと。

(2) 「きょうとSDGsアクションDAY（仮称）」イベントの企画及び運営業務

国連でSDGsが採択された9月25日を含む1週間は、SDGs週間と呼ばれ、世界中でSDGsへの意識を高め行動を起こすきっかけにしてもらうために様々な事業が行われている。本市でも、この機会を捉えて、SDGsの認知を更に広めるだけでなく、具体的な取組への関心を高めつつ、行動変容を促すこと目的としたイベント「きょうとSDGsアクションDAY（仮称）」を開催する。

① イベントの企画

SDGsに資する取組を実践する事業者が出展し、参加者に体験プログラムを提供し、SDGsに対する理解を深め、自らが新たな気づきや学びに得ることで、参加者の行動変容のきっかけとするイベントを開催する。

<日程>令和8年9月26日（土）午前11時～午後3時（予定）

<会場>ゼスト御池 寺町広場

※会場は予約済。使用料は本市が支払う。

受託者においては、本イベントがより効果的なものとなるよう、以下の点に留意し、企画・実施すること。

- ・ 参加しやすい空間演出及び会場装飾を実施すること
- ・ 子ども、ファミリー層が参加したくなる企画を検討すること
- ・ 参加者の会場周遊を促す企画を検討すること
- ・ 本イベントの開催に必要な物品等を調達・運搬し、本市へ納品すること。

※会場の寸法、貸出備品については、以下、ゼスト御池のページを参照すること。

zestoiike.com/wp-content/uploads/2026/01/b3c0014ca53a465028be849a651d1a4c-1.pdf

② イベントの運営

イベント当日、円滑な運営を行うため、準備及び運営を補助するスタッフを4名配置すること。

(3) 「きょうとSDGsネットワーク セミナー・交流会」企画及び運営業務

本市では、金融機関をはじめ、大学、関係機関等と連携し、オール京都でSDGsを推進するための「きょうとSDGsネットワーク」を創設し、現在、4,700を超える事業者が本ネットワークに登録している。SDGsを実践する事業者の活動を更に深化させ、活動の輪を広げていくためのセミナー・交流会を開催すること。

① セミナー・交流会の企画支援

事業者のサステナブルな取組事例を共有し、事業者同士のネットワークを形成する場として、年2回、セミナー・交流会を開催する。受託者においては、本セミナー・交流会がより効果的なものとなるよう、以下の点に留意し、テーマ設定や講師選定、企画のサポートを行うこと。

- ・ 事業者にとって新たな学び、気付きにつながるような内容とすること
- ・ 事業者の実践につながるような内容とすること
- ・ 事業者同士が率直に対話・意見交換ができるような内容とすること
- ・ 参加者同士が緩やかにつながり、ネットワークの形成に資する企画を検討すること

② セミナー・交流会の周知・広報

セミナー・交流会の広報チラシ（電子データのみ）を作成すること。また、受託者のネットワークを活用して事業者に周知・広報を行うこと。

③ セミナー・交流会の運営

当日の進行及びファシリテーションを担い、積極的な対話・交流が生まれるような運営を行うこと。

5 成果物

次に掲げる成果物を、「4 業務内容」における(1)～(3)の各業務終了後30日以内に提出すること。

- (1) 業務完了届
- (2) 業務終了報告書
- (3) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料
- (4) 上記(1)及び(2)に係る電子データ

6 本業務の実施条件

本業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守ること。

- (1) 本仕様書、企画提案書に基づき、本市と協議のうえ、業務を行うこと
- (2) 本業務を確実に履行できる体制を設けること
- (3) 本市と十分な連絡を取り、本業務を進めること。また、本市が会議等への出席を要請した場合には、即応できる体制を構築しておくこと。

7 その他

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

(5) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、本業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること